國保だより

『ストマイ』の給付実現する

市国民健康保険では、結核の特効薬「ストレプトマイシン」はこれまで給付外としていましたが、保険料納入の好転と国庫補助の増額などで財政的に給付可能の見透がつきましたので、九月一日から次の病名の際給付することにいたしました。なおその他の給付範囲を拡げることについても目下慎重に検討中であります。

●適用病名

肺結核、喉頭、気管、気管支結核、腸結核、泌尿器結核、結核性腹膜、骨関接結核、皮膚結核、粟粒結核、結核性脳膜炎

栄養分を盗喰する寄生虫を駆除しましょう

食欲の秋は体力を充分に養い冬に備える重要な時期です。折角体力の増進をはかるための秋の味覚が栄養分を盗喰する寄生虫の好餌とならぬようにしなければなりません。統計によれば、日本人の七割位が寄生虫を持っているといわれています。当市国民健康保険では、昨年指定地区の寄生虫駆除を実施いたしましたが、本年はこの結果に鑑み全市民の皆さんを対象に寄生虫卵の検査を無料で実施し、保卵者には駆虫薬や医師への斡旋をいたします。実施は大体十月と十一月の予定でありますから、皆様こぞって寄生虫の駆除に御協力ください。

秋口の保健!!

秋は離乳の適期

夏の下痢や消化不良をおそれて離乳をのばしていた方は、早速離乳準備にかかってください。離乳準備は、おそくとも満六ヶ月位から始めます。おくれると赤ちゃんは栄養失調や神経質気味になったり下痢を起したり食物の選り好みをするようになり、離乳がむづかしくなるものでありますから、離乳時期にある赤ちゃんはすぐ離乳をするようにいたしましょう。離乳準備としては満三ヶ月〜四ヶ月より湯ざまし、果汁、野菜スープ、味噌汁などを少量づつあたえて味を覚えさせ、だんだん量を増し、盃に一杯位与えるようにしてください。離乳食を与えるときには、消化しやすいように形をこまかくし、繊維質でない食物を半流動食にして与えるようにしなければなりません。この場合一番大事なことは、食物を充分煮沸し食器類もよく煮沸消毒し、赤ちゃんの胃腸を病菌から保護しなければなりません。秋の離乳に失敗が少ないのは、秋は一般に食欲があり体力の増進する季節だからです。

風邪予防

風邪を予防するには、先ず皮膚を丈夫にすることです。これには入浴後必ずよく乾いたタオルで全身をよく摩擦することです。今の気候から始めれば何んの苦もなく、かえって気持よくできるのですから、これを寒中でも続けるようにしてほしいものです。また厚着の習慣を改め、なるべく薄着にしたいものです。薄着にすると自然と日光にも充分親しめるし、運動も活潑となり、したがって食欲も出るということになります。特に赤ちゃんの冬の厚着は発育をそ害する大きい原因となっておりますから注意して下さい。

國保十周年記念式

本市国保十周年記念式は九月十日午後二時から記念公会堂で、岡田県知事代理、林県保険課長その他の多数来賓並びに被表彰者など約二百五十名参列のもとに行なわれました。まず沼田市長の式辞、つづいて知事、石川議長、小田奥田の市両医師会長などの祝辞に移って当市国保制度創設以来幾多の苦難を克服して漸く今日の好成績を収めしめるまでに至った過ぎし日の苦斗を懐古し感慨無量なものがあり、更に今後ますます〱この発展のために協力を誓う雰囲気のうちに各種功労者、懸賞論文、作文、ポスターの入選者を表彰し、午後四時二十分意義ある式典を終りました。（保険課）

火事はすぐ消防署へ!!
電話で火事と一言
場所をはっきり

百日咳の予防注射

可愛いお子さんにぜひ接種を

百日咳予防注射が左記日割によって行なわれることになりました。可愛い子供さんの健康を守るために、当日は御都合の上、ぜひ子供さんに注射を受けさせるようおねがいします。この注射は三回受ける者と一回受ける者とありますが、三回受ける者は必ず所定の日時に受けて下さい。一回受ける者はなるべく最初の日に受けるようにして下さい。

一、該当者

。三回接種を受けなければならない者
昭和二十七年七月一日より昭和二十八年六月三十日まで生れた者

。一回接種を受けなければならない者
昭和二十六年五月一日より昭和二十七年六月三十日までに生れた者

二、日割

月日 一回	月日 二回	月日 三回	場所	対象字名
十月八日	十月二十九日	十一月十九日	古田青年会場	古田、天神
			柄目木公会堂	柄目木、飯柳
十月九日	十月三十日	十一月二十日	記念公会堂	三ノ町、四ノ町、上善、東善、西善、下興野、停車場通り、新町、日宝町、旭町、西金沢
			大安寺分校	大安寺、中新田、東金沢、上金沢
十月十二日	十一月二日	十一月二十三日	結小学校	結、鎌島、荻島、田島、中野、車場
			満日小学校	満願寺、七日町、大蔵
十月十三日	十一月四日	十一月二十六日	第一小学校	一ノ町、二ノ町、中沢、秋葉、山先、田家、上組、田家宮前、上山谷、下山谷、栄町
			草水公会堂	草水、滝谷
十月十四日	十一月五日	十一月二十七日	市ノ瀬小学校	市ノ瀬、覚路津、三枚潟、三ツ屋、長割
			川口改観寺	川口、北上、北上新田、北潟

三、時間　午後一時三十分より午後三時三十分まで（厚生課）

市民運動會

優勝　町内對抗 車場　職場對抗 新津工場

第五回市民大運動会は九月二十日午前八時三十分より第一中学校で一般市民や各学校生徒の繰出した観衆約四千人で埋るグランドで豪華な健康絵巻をくり展げました。朝来秋ばれの快晴にめぐまれ町内、職場対抗に、一般レクリエーション種目に人気はいやが上にも高潮し、併せて応援団の熱狂する中に午後四時全種目を終了、結局町内対抗では車場が昨年に引続いて優勝し、また職場対抗では国鉄新津工場チームが優勝、この外各優勝チームにそれぞれ優勝杯が授与されました。（教育委員会）

写真は市長より優勝旗を授与される車場チーム

軍人恩給復活

あなたの恩給はいくらですか

昭和二十一年以来停止されていた「軍人恩給」が「恩給法の一部を改正する法律」によって八月一日から（但し傷病年金、傷病賜金および旧七項症の者の増加恩給は来年四月一日から）復活されました。これにより旧軍人、軍属遺族等に支給される「普通恩給」「一時恩給」「増加恩給」「傷病年金、傷病賜金」「公務扶助料」についてのあらましをお知らせします。（厚生課）

◎（普通）（恩給）

(1)准士官以上の場合

実在職十三年以上の人に支給される。この恩給額は次の算式で計算される。

(イ)実在職年が最短恩給年限のもの

仮定俸給（別表一）$\times \frac{50}{150}$ ＝普通恩給年額

(ロ)実在職年が十三年を超過する場合

仮定俸給 $\times \left(\frac{50}{150} + \frac{x(\text{超過年数})}{150}\right)$ ＝普通恩給年額

(2)下士官以下の場合

実在職十二年以上の人に支給される。この恩給額の算定方式は准士官以上の場合と同じ。

(3)既裁定者で実在職年数が最短恩給年限未満の者（戦地加算によって既に恩給の裁定を受けた者）

仮定俸給 $\times \left(\frac{50}{150} - \frac{3.5 \times x(\text{実在職年数})}{150}\right)$ ＝普通恩給年額

但し（　）の値が $\frac{25}{150}$ 以下のときは $\frac{25}{150}$ とする

◎（一時）（恩給）

(1)准士官以上の場合

引続いた実在職七年以上十三年未満の人で終戦後退職したものは次の算式により恩給額が算定される。

仮定俸給 $\times \frac{1}{12} \times x$（引続いた実在職年数）＝一時恩給

(2)下士官以下の場合

引続いた実在職七年以上十二年未満の人で終戦後退職した人の恩給額の算定方式は准士官以上の場合と同じ。

◎（増加）（恩給）

この恩給は次の人たちに支給される。

(1)障害年金受給者

(2)公務による傷病が第六項症の障害を残しているもの

(3)公務による傷病がその後重症となり特別項症から第六項症までの障害となったもの

但し、本年七月三十一日以前に受傷し旧七項症に該当するものは増加恩給をうけることができるが、希望によってはこれをすてて傷病賜金をうけることができる。（別表五参照）

以上の人たちは次の算式で恩給額が算定される。

(イ)引続いた実在職年数が十三年または十二年に達しない場合

仮定俸給 $\times \frac{50}{150}$ ＋増加恩給（別表二）＝年金

(ロ)引続いた実在職年数が十三年または十二年をこえる場合

仮定俸給 $\times \left(\frac{50}{150} + \frac{x(\text{超過年数})}{150}\right)$ ＋増加恩給＝年金

なお扶養家族一人につき四千八百円が加算されます。

◎（傷病）（年金、傷病賜金）

一、傷病年金

傷病の程度が第六項症より軽く、第一款症から第四款症に相当する者に支給される。これに該当するものは、年金にするか、一時金にするかの選択権が与えられている。（別表三参照）

二、傷病賜金

傷病の程度が第四款症より軽く、第一目症から第二目症までの下士官以下に支給される。（別表四参照）

◎（公務）（扶助）（料）

戦没軍人等の遺族に支給される。この算式は次のとおりである。

(1)戦死、戦病死した場合

(イ)最短恩給年限以内のもの

仮定俸給 $\times \frac{50}{150} \times \frac{50}{100} \times x$（別表六のA率）＝扶助料年額

(ロ)最短恩給年限以上のもの

仮定俸給 $\times \left(\frac{50}{150} + \frac{x(\text{最短恩給年限})}{150}\right) \times \frac{50}{100} \times x$（別表六のA率）＝扶助料年額

(2)増加恩給受給者が公務傷病以外の傷病で死亡した場合

(イ)最短恩給年限以内のもの

仮定俸給 $\times \frac{50}{150} \times \frac{50}{100} \times x$（別表六のB率）＝扶助料年額

(ロ)最短恩給年限以上のもの

仮定俸給 $\times \left(\frac{50}{150} + \frac{x(\text{最短恩給年限})}{150}\right) \times \frac{50}{100} \times x$（別表六のB率）＝扶助料年額

この外に扶養加給一人につき四千八百円の年額が附加される。

（別表一）仮定俸給年額表（単位円）

旧階級	年額	旧階級	年額	旧階級	年額
大将	[illegible]	少佐	[illegible]	曹長、上等兵曹	[illegible]
中将	[illegible]	大尉	[illegible]	軍曹、一等兵曹	[illegible]
少将	[illegible]	中尉	[illegible]	伍長、二等兵曹	[illegible]
大佐	[illegible]	少尉	[illegible]	兵	[illegible]
中佐	[illegible]	准士官	[illegible]		

（別表二）増加恩給年額表（単位円）

区分	将官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
第一項症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第二項症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第三項症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第四項症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第五項症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第六項症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
備考	1、特別項症は第一項症の金額に十分の五以内の金額を加えたものとする。					

（別表三）傷病年金額表（単位円）

傷病の程度	少尉以上	准士官	下士官	兵
第一款症	[illegible]	13,100	[illegible]	13,000
第二款症	[illegible]	12,000	[illegible]	12,000
第三款症	11,000	10,800	10,500	10,000
第四款症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
備考	普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。			

（別表四）傷病賜金額表（単位円）

傷病の程度	下士官	兵
第一目症	[illegible]	[illegible]
第二目症	[illegible]	17,000

（別表五）第七項症年額表（単位円）

傷病の程度	将官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
第七項症	[illegible]	[illegible]	[illegible]	12,000	[illegible]	[illegible]

（別表六）公務扶助料算出率表（単位割）

符号	将官	佐官	尉官	准士官	曹長 上等兵曹	軍曹 一等兵曹	伍長 二等兵曹	兵
A	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
B	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]